

群馬県多文化共生・共創推進条例

群馬县多文化共生・共创推进条例

情報化やグローバル化が急速に進む世界の中で、日本に居住し、様々な分野で活躍する外国人の存在は、ますます重要になってきている。特に地域経済や地域社会の発展を考える際、そこに暮らす外国人の貢献は極めて重要である。私たちは、改めてこの現実を前向きに受け止め、外国人との共生を推進し、彼らと力を合わせて持続可能な地域社会の実現を目指していく必要がある。

在信息技术和全球化迅速发展的当今，生活在日本、并活跃在各个领域的外国人的存在正变得越来越重要。特别是在考虑当地经济和社区的发展时，生活在当地的外国人的贡献尤为重要。我们必须重新以积极的态度接受这一现实，促进与外国居民的共存，与他们一起努力实现一个可持续发展的社区。

すなわち、私たちは、群馬県を更に飛躍させ、県民の幸福度を向上させていくためには、私たちの故郷である群馬県に共に暮らす外国人との共生・共創を図っていくことが不可欠だと考えている。

私たちは、群馬県を学びの場、仕事の場、生活の場、そして文化創造の場として選んだ外国人県民を、魅力にあふれ、多様性を受け入れ、誰一人として取り残さない地域を共に創っていくための「仲間」だと捉えている。

也就是说，为了使群馬县取得进一步的飞跃发展，提高群馬县人民的幸福度，我们必须与生活在我們家乡的外国人共存共荣。

我们应该把选择群馬县作为学习、工作、生活和创造文化的地方的外国居民视为我们的“朋友”，和他们共同打造一个充满魅力、接受多样性、没有人掉队的地区。

群馬県は、古代の昔から外国の技術や知見を学び、それらを群馬の風土と融合させることで、多くの歴史的な成果や変革を生み出してきた。例えば、大陸から伝播した稲作、養蚕などは、渡来人と協力しつつ、改良が重ねられてきた。上野三碑のような古碑や古墳、埴輪といった群馬の誇るべき文化も、同じ過程を経て創造されたものである。

前記の多文化融合を強みとする群馬のDNAは、近代にも引き継がれた。世界遺産である富岡製糸場の建設と蚕糸業の振興は、最も分かりやすい例といえる。群馬県は、歴史的に見ても、外からの文化や技術を積極的に受け入れる寛容さと、多様な考え方を融合させる柔軟な思考を通じて、新たな価値の創造を積み重ねてきた。

自古以来，群馬县便通过学习外国技术和知识，并将其与群馬的气候相结合，创造了许多历史性的成就和变革。例如，从大陆引进的水稻种植和养蚕，并在与来日外国人合作的基础上，进行了很多改进。群馬县引以为豪的文化，例如上野三碑那样的古石碑、古坟、陶俑等群馬引以为豪的文化，也是通过同样的过程创造出来的。

在上述多元文化融合方面占有优势如同群馬县的DNA，一直延续到现代。世界遗产富岡制丝厂的建设 and 丝绸业的振兴便是最明显的例子。历史上，群馬县以开放的态度，通过宽容的态度积极接受外来文化和技术，以灵活的思维整合多样的想法，一直创造着新的价值。

そして今、群馬県には、多様な文化と価値観を持つ多くの外国人県民が暮らしている。諸般の情勢を考え合わせると、その数は更に増えていく可能性が高い。そう考えると、日本人県民と外国人県民が共に社会のルールを守りつつ、新しい群馬の実現に協力して取り組むことが、群馬を発展させていくための重要な鍵となる。

そして、そのことが、群馬県が目指す「年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、全ての県民が、誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型の社会」の実現につながる。

而如今，在群馬县居住着许多具有不同文化观、价值观的外国居民。以目前的情况推测，这个数字还会持续增加。有鉴于此，在和外国居民共同创建“新群馬”的过程中，在遵守社会规则的前提下进行合作，是群馬发展的重中之重。

而这将实现群馬县的目标，即“所有居民，无论年龄、性别、国籍、有无残疾，都能过上理想中的生活，体验幸福、不被抛弃，是自力更生和分权的社会”。

ここに、私たち群馬県民は、先人たちの歩みを引き継ぐとともに、日本人県民と外国人県民が手を携え、多文化共生・共創社会の実現に向けた更なる一步を踏み出せるよう、この条例を制定する。

在此，我们群馬县人民在继承前人遗志的同时，与外国居民携手并进，为了多文化共生・共创社会的实现而迈出更大的步伐，特此制定本条例。

（目的）

第一条 この条例は、多文化共生・共創社会の形成の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めること等により、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって魅力あふれる持続して発展する群馬県及び国籍、民族等にかかわらず誰もが幸福を感じることでできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（目的）

第一条 本条例の目的是通过规定基本原则，明确县政府、市町村、县民及企业经营者的责任，以及规定措施的基本事项，全面系统地推进、促进形成多文化共生・共创社会的措施，从而实现一个洋溢魅力、持续发展的群馬县。为实现一个不分国籍、种族等，人人都能感受到幸福的社会做出贡献。

（定義）

第二条 この条例において「多文化共生」とは、国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、安心して、かつ、快適に暮らすことをいう。

2 この条例において「多文化共創」とは、国籍、民族等の異なる人々が、多様性を生かしつつ、文化及び経済において新たな価値を創造し、又は地域に活力をもたらすことをいう。

3 この条例において「多文化共生・共創社会」とは、国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きるとともに、多様性を生かしつつ、文化及び経済において新たな価値を創造し、又は地域に活力をもたらす社会をいう。

（定義）

第二条 在本条例中，“多文化共生”是指不同民族、种族等的人们，在承认彼此的文化差异并努力建立平等关系的同时，安心且舒适地生活。

2 本条例中的“多文化共創”是指不同民族、种族等的人们，充分发挥多样性的优势，创造出文化和经济的新价值，或指给本地区带来活力。

3 在本条例中，“多文化共生店・共創社会”是指不同民族、种族等的人们作为社区成员共同生活，同时承认彼此的文化差异，努力建立平等关系的同时，人们在文化和经济方面创造新的价值，或为社区带来活力，同时充分利用他们的多样性，创造一个在文化和经济方面创造新价值、或为地区带来活力的社会。

（基本理念）

第三条 多文化共生・共創社会の形成の推進は、全ての県民が、国籍、民族等の違いにかかわらず、差別されることなく等しくその人権を尊重され、誰一人取り残されることなく、地域社会を構成する一員として受け入れられる社会の実現を図ることを旨として行われなければならない。

2 多文化共生・共創社会の形成の推進は、国際的な協調の下に行われなければならない。

（基本理念）

第三条 促进形成一个多文化共生・共创社会，应以实现这样一个社会为目标：即本县所有公民，无论其国籍、民族有何不同，其人权都得到平等的尊重，不受歧视，并被接纳为当地社区的成员而不被抛弃。

2 推进多文化共生・共创社会的形成，必须在国际合作的前提下进行。

（県の責務）

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村、県民及び事業者と連携し、多文化共生・共創社会の形成の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（县政府的责任）

第四条 县政府根据上一条的基本理念（以下称为「基本理念」），应与市町村、县内居民和企业经营者合作，制定促进形成多文化共生・共创社会的综合措施，且肩负让其实施的责任。

（市町村の責務）

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、県、県民及び事業者と連携し、多文化共生・共創社会の形成の推進に関する施策を検討し、及び実施するよう努めるものとする。

（市町村的责任）

第五条 市町村根据基本理念，与县政府、县民及企业经营者合作，探讨为了实现推进多文化共生・共创社会的措施，且为了其实施而努力。

（県民の責務）

第六条 県民は、基本理念にのっとり、地域、職場、学校、家庭その他あらゆる分野において、多文化共生・共創社会の形成の推進に寄与するよう努めるものとする。

（县民的责任）

第六条 县民应根据基本原则，为促进在其社区、职场、学校、家庭和其他领域，形成一个多文化共生・共创社会作出贡献而努力。

（事業者の責務）

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、外国人県民を適正かつ円滑に受け入れ、及び雇用することをはじめ、その事業活動に関し、多文化共生・共創社会の形成の推進に寄与するよう努めるものとする。

2 事業者は、県又は市町村が実施する多文化共生・共創社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（企业经营者的责任）

第七条 根据基本原则，企业经营者应适当且顺利地接受和雇用外国居民，努力通过其商业活动，为促进形成一个多文化共生・共创社会作出贡献。

2 企业经营者，应配合各市镇实施的措施，为促进多文化共生・共创社会的形成而努力。

（多文化共生・共創推進基本計画）

第八条 知事は、多文化共生・共創社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、多文化共生・共創推進基本計画（次項及び第十五条において「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、多文化共生及び多文化共創に関し優れた識見を有する者から意見を聴くものとする。

（多文化共生・共創推進基本計画）

第八条 知事为了全面系统地实施促进形成多文化共生・共创社会的措施，应制定《多文化共生・共创推进基本计划》（下一条和第15条中称为“基本计划”）

2 知事在制定基本计划时，应事先听取对多文化共生・共创有独特见解的人士的意见。

（市町村との協働）

第九条 県は、多文化共生・共創社会の形成の推進のため、市町村と協働して取り組むとともに、市町村が行う多文化共生・共創社会の形成の推進に関する施策に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

（与市町村的合作）

第九条 县政府为推进多文化共生・共创社会的形成，在和市町村合作的同时，对于市町村实施的关于多文化共生・共创社会的形成推进政策，应积极给予必要的支援。

（県民等の活動を促進するための支援）

第十条 県は、県民及び事業者が行う地域、文化、経済等に係る多文化共生・共創社会の形成の推進に寄与する活動を促進するため、情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

（支持促进县内居民的活动等）

第十条 县政府应努力提供信息和其他支持，以促进县内居民和企业经营者开展与地区、文化、经济等有关的、有助于促进形成多文化共生・共创社会的活动。

（教育の充実）

第十一条 県は、多文化共生・共創社会の形成の推進における学校教育及び社会教育の役割の重要性に鑑み、その充実を図るよう努めるものとする。

2 県は、市町村及び事業者と連携し、外国人県民が日常生活、社会生活又は職業生活を円滑に営むことができるよう、日本語教育の充実を図るよう努めるものとする。

（促进教育发展）

第十一条 县政府为促进多文化共生・共创社会的形成，须认识到学校教育及社会教育角色的重要性，并为使其充实而努力

2 县政府需和市町村及企业经营者联合起来，为了使外国人县民的日常生活、社会生活或职业生

活顺利进行，而努力强化日语教育。

（多文化共生・共創推進月間）

第十二条 県は、県民の多文化共生・共創社会の形成の推進に係る関心を深めるため、多文化共生・共創推進月間を定める。

（多文化共生・共創推進月）

第十二条 为了提高县民关于对推进多文化共生・共創社会的形成的关注度，县政府有必要指定多文化共生・共創推進月。

（推進体制の整備）

第十三条 県は、国、市町村、県民、事業者、関係機関及び関係団体と連携し、多文化共生・共創社会の形成の推進に必要な体制の整備に努めるものとする。

（推進体制的整備）

第十三条 县政府需和国家、市町村、县民、企业经营者、关联部门及关联团体联合起来，为推进多文化共生・共創社会的形成提供必要的体制整備而努力。

（財政上の措置）

第十四条 県は、多文化共生・共創社会の形成の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（財政上の措施）

第十四条 县政府为了实施推进多文化共生・共創社会形成的相关政策，应努力构筑必要的财政上的措施。

（多文化共生・共創推進会議の設置等）

第十五条 知事の諮問に応じ、多文化共生・共創社会の形成の推進に関する重要事項及び基本計画の進捗状況を調査審議するため、群馬県多文化共生・共創推進会議（次項において「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、前項に規定する重要事項及び基本計画の進捗状況に関し知事に意見を述べることができる。

（多文化共生・共創推進会の設置等）

第十五条 根据知事的建议，为了调查审议关于多文化共生・共創社会的形成的推进相关的重要事项及基本计划的进展情况，设立群馬县多文化共生・共創推进会（下条称为「推进会」）。

2 推进会可就前款中规定的重要事项和基本计划的进展情况，向知事陈述其意见。

（委任）

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第十六条 关于施行本条例的相关必要事項，是由規則規定的。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

附 則

本条例于令和三年四月一日施行。